

議案第 67 号

文化パーク城陽及び城陽市総合運動公園等スポーツ施設の
指定管理者の指定について

文化パーク城陽及び城陽市総合運動公園等スポーツ施設の指定管理者
を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日 提出
(2023 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

文化パーク城陽

城陽市総合運動公園スポーツゾーン

城陽市総合運動公園駐車場（第 1 駐車場）

城陽市立市民運動広場

城陽市立市民プール

2 指定管理者となる団体の名称等

所在地 京都府城陽市寺田今堀 1 番地

名 称 公益財団法人城陽市民余暇活動センター

代表者 理事長 井関守

3 指定の期間

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3
月 31 日まで

提案理由

文化パーク城陽及び城陽市総合運動公園等スポーツ施設の管理について、指定管理者制度による指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略